

# 転機にたつ生産者米価の算定方式

綿 谷 越 夫

## I 問題の所在

この小論では、現行食管制度下の米の政府買入価格、いわゆる生産者米価についてその算定方式が転機にたっていることを明らかにする。

生産者米価については、食管法第三条の②で「政府の買入価格は、政令の定むる所に依り生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、米穀の再生産を確保することを旨として之を定む」と規定されているが、これにもとづく米価の具体的算定は、時期によってその方式を異にしている。食管法が制定された昭和17年から20年までは生産費方式、21年から26年までは9～11年基準の価格パリティ方式、27年から34年までは所得パリティ方式、35年以降は現在までずっと生産費・所得補償方式で一貫している。もっともその内容が米の需給事情や物価、財政等の経済事情を「参酌」して、猫の目のように変わったことは、周知のとおりである。

ところで米価の算定で35年から続いた生産費・所得方式が現在の段階では限界にぶちあたり、新しい算定方式へ移行しなければならなくなっている。ここに問題の所在がある。

## II 限界にぶちあたった生産費・所得補償方式

あらかじめ生産費・所得補償方式——以下生・所方式と略称——について説明する。この方式では米価算定の素材として農水省統計情報部調査の米生産費を使用するが、価格決定年の産米の生産費ではなく、その直近3カ年の生産費を物価修正等の調整をしたうえで平均して使用する。それだけではなく、内容に即してみても原生産費とは次の違いがある。(1)対象農家の採り方の違い。原生産費では1俵以上の米販売農家を採るが、生・所方式ではおおむね5俵以上の米販売農家を採り、さらに46～48年産(46年産は政府試算)や53年産以降の米過剰の時期にはいわゆる必要量生産費方式に移行し、生産費の低いものから累積販売量が政府の必要量に見合うまでの農家だけを採り、それを超える生産費の高いものを除外する。(2)家族労働評価の違い。原生産費では50年度まで農業臨時雇賃金、51年度産から農村雇用賃金によるが、生・所方式ではいわゆる都市均衡労賃——具体的にはおおむね5人～999人規模の製造業事業所の常用労働者の平平均賃金——によっている。(3)資本利子計算の違い。原生産費では自己資金、借入金の区別なく、一貫して年4%の利率を適用するが、生・所方式では自己資金と借入金を区別したうえで、それぞれ実勢金利を適用する。(4)自作地々代評価の違い。原生産費では自作地の地代を近傍類地の実勢小作料で評価するにたいし、生・所方式では統制

表 1. 生産者米価と原生産費、家族労働報酬と都市均衡労賃

単位：生産者米価、原生産費は玄米60Kg当たり、  
家族労働報酬、都市均衡労賃は1日当たり

| 米価、<br>原生産費等<br>年産 | 生産者米価<br>A | 第二次生産費<br>(副産物差引)<br>B | A / B  | 稲作家族<br>労働報酬<br>C | 都市均衡労賃<br>D | C / D  |
|--------------------|------------|------------------------|--------|-------------------|-------------|--------|
| 35 年産              | 4,162円     | 2,374 円                | 1.75 倍 | 1,053円            | 642 円       | 1.64 倍 |
| 36                 | 4,421      | 2,673                  | 1.89   | 1,088             | 703         | 1.48   |
| 37                 | 4,866      | 2,842                  | 1.71   | 1,393             | 430         | 1.68   |
| 38                 | 5,268      | 3,190                  | 1.89   | 1,555             | 982         | 1.58   |
| 39                 | 5,985      | 3,645                  | 1.64   | 1,758             | 1,097       | 1.60   |
| 40                 | 6,538      | 3,939                  | 1.66   | 2,008             | —           | —      |
| 41                 | 7,140      | 4,233                  | 1.69   | 2,301             | —           | —      |
| 42                 | 7,797      | 4,823                  | 1.62   | 2,627             | 1,611       | 1.63   |
| 43                 | 8,256      | 5,375                  | 1.54   | 2,794             | 1,832       | 1.53   |
| 44                 | 8,256      | 6,249                  | 1.32   | 2,440             | 2,139       | 1.14   |
| 45                 | 8,272      | 6,587                  | 1.26   | 2,493             | 2,528       | .99    |
| 46                 | 8,522      | 7,343                  | 1.16   | 2,308             | 2,496       | .62    |
| 47                 | 8,954      | 7,320                  | 1.22   | 3,004             | 2,813       | 1.06   |
| 48                 | 10,301     | 7,883                  | 1.31   | 4,084             | 3,516       | 1.15   |
| 49                 | 13,615     | 10,329                 | 1.32   | 5,676             | 4,565       | 1.24   |
| 50                 | 15,570     | 11,706                 | 1.33   | 6,953             | 6,153       | 1.13   |
| 51                 | 16,572     | 15,082                 | 1.10   | 5,824             | 6,857       | .85    |
| 52                 | 17,232     | 15,098                 | 1.14   | 7,089             | 7,291       | .97    |
| 53                 | 17,251     | 15,929                 | 1.08   | 6,848             | 7,915       | .89    |
| 54                 | 17,279     | 17,285                 | 1.00   | 5,742             | 8,265       | .69    |

資料：生産者米価は食糧庁『米麦価に関する資料』（54.12）、第二次生産費および稲作家族労働報酬は農水省統計情報部『昭和54年産米及び麦類の生産費』（56.3）中の全国累年統計（販売農家）、都市均衡労賃は農政調査委員会『米価、米価審議会の記録資料編』および食糧庁『政府買入価格決定資料』による。

注：(1) 第二次生産費および稲作家族報酬は価格決定年のものである。

(2) 都市均衡労賃は、生産者米価算定のため家族労働評価の基準賃金として用いたもの。40年および41年産では指数化方式で米価を算定したもので、都市均衡労賃は存在しない。

小作料（5級地）で評価する。(5)租税公課は、原生産費では第二次生産費にも計上しないが、生・所方式では物件税および公課諸負担のうち固定資産税（土地に賦課されるものを除く）等、収益の有無にかかわらず稲作を行なうことにより賦課されるものについて、稲作負担分を計上している。

以上が、生・所方式とその素材である原生産費——第二次生産費——との主な内容の違いである。このうち特に重要なのは家族労働評価の違いであり、生・所方式では家族労働を都市均衡労賃で評価することによって、稲作農家にたいし都市勤労者並みの労働所得を確保しようとした。だがこの生・所方式の狙いは、昭和50年代になって実現しなくなってきた。表1をみよ。

まず生・所方式が導入された35年産でみると、生産者米価は原生産費の1.75倍であって、はるかに上回っており、稲作農家の家族労働報酬は都市均衡労賃の1.64倍と、これまた大きく上回っていた。

表 2. 生産者米価算定のための評価替生産費と原生産費との比較

| 年 産<br>費 目    | 3 5 年 産     |           |          | 5 4 年 産     |           |          |
|---------------|-------------|-----------|----------|-------------|-----------|----------|
|               | 評価替生産費<br>A | 原生産費<br>B | A - B    | 評価替生産費<br>A | 原生産費<br>B | A - B    |
| 物財費、雇用労働費     | 7,983円      | 9,997円    | △ 2,014円 | 57,246円     | 69,880円   | △12,634円 |
| 家 族 労 働 費     | 15,071      | 7,763     | 7,308    | 74,602      | 49,935    | 24,667   |
| 費 用 小 計       | 23,053      | 17,760    | 5,293    | 131,848     | 119,815   | 12,033   |
| 資 本 利 子       | 1,017       | 875       | 142      | 8,979       | 6,937     | 2,042    |
| 地 代           | 1,148       | 1,266     | △ 118    | 7,972       | 26,680    | △18,708  |
| 租 税 公 課 諸 負 担 | 379         | —         | 379      | 1,745       | —         | 1,745    |
| 合 計 (副産物差引)   | 23,385      | 17,697    | 5,688    | 145,149     | 148,766   | △ 3,617  |
| <参 考>         |             |           |          |             |           |          |
| 家族労働費評価基準賃金   | 80.0        | 51.3      | —        | 1,033.1     | 742.0     | —        |
| 借 入 金 (%)     | 8.26        | }         | —        | 6.25        | }         | —        |
| 金 利 自己資金 (%)  | 5.5         |           | —        | 5.35        |           | —        |
| 地 代           | 1,148       | 1,266     | —        | 7,972       | 26,680    | —        |

資料：表1の資料に同じ。

注：(1) 評価替生産費は、価格決定年の直近3カ年の平均であるにたいし、原生産費は価格決定年の第二次生産費（副産物差引）である。

(2) 参考欄の家族労働評価基準賃金（1時間当たり）は、評価替生産費では、35年産農村雇用賃金である。

(3) 地代は、評価替生産費の場合、借入地については支払小作料だが、自作地については、35年産近傍類地の実勢小作料、54年産統制小作料によるにたいし、原生産費の場合、借入地では支払小作料、自作地では一貫して近傍類地の実勢小作料による。

この状態は、米過剰が表面化する44年産以降の数年間を除いて、程度の差はあれ継続したが、51年産から一変する。生産者米価と原生産費との開きはぐっと縮まり、54年産では1,000倍と並んで、むしろ生産者米価のほうを下回る気配を示している。家族労働報酬も51年産から都市均衡労賃を下回り、54年産では0.69倍と落ちこんで、生・所方式の狙いが破綻したことを実証している。

どうしてこうなったのか。ひとつの理由は、米過剰が深刻化した53年産以降の米価算定にさいして前述の必要量生産費方式が実施され、政府の必要量を超える生産費の高い農家が算定対象から除外されたことである。そのため従来と同じ生・所方式で算定しながら米価は低く抑えられた。だが他の理由は、原生産費そのものがその費用別寄与率の変化を伴って大きく増加したことである。（『農業構造問題研究』1981年、第2号の124ページに掲載した統計表「時期別にみた米生産費の1年当たり平均増加額とその費目別寄与率」を参照されたい。）

51～54年の1年当たり平均でみると、生産者米価（60Kg）は236円上昇したが、第二次生産費は735円も増加している。この増加にたいして寄与率が最大だったのは、物財費（うち、農機具費）であり、69.4%（47.2%）に達する。これに反して35～40年の時期には寄与率が58.8%（53.1%）と最大だった労働費（うち、家族労働費）は、51～54年になると5.0%（7.9%）ときわめ

て小さい寄与率を示すにすぎない。このことは、稲作の生産構造が労働集約から資本集約に変わったからである。機械化を中心にした資本財の増投によって、10アール当たり稲作労働は35年172.9時間から54年69.4時間に、うち家族労働は151.3時間から67.3時間に激減している。

だがもうひとつ注目すべきは、自作地々代を中心にした地代の増加である。その生産費増加にたいする寄与率は、35～40年には4.8%にすぎなかったが、51～54年には19.7%と物財費に次いで大きな寄与率を示している。これは、45年の農地法改正で新規借入地にたいする小作料統制がなくなったのを契機にして、実勢小作料の水準が急上昇したことの影響によるものである。

いままで私は、生産者米価を原生産費が追いつき追い越すにいたった理由を明らかにするために、原生産費増加の費目別寄与率の変化を検討してきたが、こんどは生産費米価算定のための評価替生産費と原生産費とを費目別に比較してみよう。表2がそれである。紙数の制約から35年産、54年産だけについてみた。

この表では物財費・雇用労働費と一括してあるが、そのほとんどが物財費である。物財費は、各年産をつうじて評価替生産費よりも原生産費で多く、その差は特に54年産の場合に開いている。これは物財の投入量の違いによるものである。前述したように機械化を中心にした資本財の増投は年々いちじるしくなっている。したがって原生産費の対象である米価決定年は、評価替生産費の対象であるその直近3カ年の平均に比して物財の投入量が多くなり、その差が特に54年産で開いたのである。

だが、家族労働費では、原生産費にくらべて評価替生産費のほうがはるかに上回っている。これは主として、参考の欄で示した家族労働評価の基準賃金の違いによるものである。原生産費では家族労働を35年産では農業臨時雇賃金、54年産では農村雇用賃金で評価しているのに対し、評価替生産費では、米価をつうじて稲作農家に都市勤労者並みの労働所得を確保させるために、都市均衡労賃、すなわち製造業1人以上全規模（35年産）または5人～999人規模（54年産）の全国平均賃金で評価している。これが生・所方式の決め手であった。だが同時に注目すべき点は、前述したように稲作の生産構造の変化によって10アール当たり家族労働が激減したために、都市均衡労賃による評価替のプラスの効果もまた相対的に減少したことである。

資本金子、租税公課については説明をつけ加える必要がないので、地代の検討に移るとしよう。評価替生産費における地代と原生産費における地代とを比較すると、35年産では前者が1,148円、後者が1,266円であって、ほとんど違いがない。この年の統制小作料は1,124円だったから、当時は実勢小作料もまだ統制小作料の水準に留まっていたといえる。だが農地法改正後の54年産になると、原生産費における地代が評価替生産費のそれを大きく引き離している。本表に掲げた地代は、生産費調査農家の作付田の9割を占める自作地の地代と残り1割の借入地の地代との加重平均であり、しかも借入地の地代は原生産費でも評価替生産費でも支払小作料で計算されるから、両者の地代の格差が

54年産で大きく開いたのは、自作地の地代の格差拡大によるものと見做してよい。自作地の地代は、前述したように評価替生産費では統制小作料によって評価され、原生産費では近傍類地の実勢小作料で評価される。この実勢小作料は54年産では26,105円であり、この年の統制小作料5,688円を大きく引き離している。

これで表2「生産者米価算定のための評価替生産費と原生産費との費目別比較」を終るが、締め括りとして、両者の合計（副産物差引）を比較しておく。35年産では評価替生産費の合計のほうが5,688円上回るが、54年産になると逆に原生産費の合計のほうが3,617円上回る。ところでこの比較は10アール当たりのものだから、それぞれ10アール当たり玄米収量で割ったうえで60Kg当たりのものに換算すると、冒頭表1で示した生産者米価と原生産費との比較になる。その比較の結果をここでもういちど繰り返していえば、35年産からずっと生産者米価のほうが上回っていたが、54年産では原生産費によって追い越されはじめ、その結果、稲作農家の経営成果としての家族労働報酬は都市均衡労賃よりはるかに低位に落ちこんだ。それは、稲作農家に都市勤労者並みの労働所得を補償しようとする生・所方式の狙いが完全に破綻したことにほかならない。

どうしてこうなったのか。米過剰下の生産者米価が需給事情反映の措置によって抑えられたことを別にすれば、答は、表2で行った評価替生産費と原生産費との費目別比較の結果を要約することで与えられる。それは次の3点である。

(1) 稲作の生産構造が労働集約から資本集約に移行するなかで、機械化を中心にした資本財の増投が特に50年代に入っていちじるしく、そのため物財費の負担が嵩んで稲作の収益性を圧迫した。

(2) そのことは、同時に稲作のいちじるしい省力化であり、10アール当たり家族労働は35年と54年との間に半分以上に減少した。その結果、せっかく生・所方式の導入によって家族労働を割高な都市均衡労賃で評価替しても、その生産者米価引上げ効果は大きく減少した。

(3) 45年の農地法改正で新規借入地にたいする小作料統制が外されてから、既存の借入地をも含めて実勢小作料はいっせいに上昇した。その結果、統制小作料がまだ物を言った時期には家族労働報酬を都市均衡労賃以上にさえ高めるのに役立った稲作純収益は、こんどは地代評価を高めるほうへ吸収されていった。なおこの点は、後でもうすこし説明を補足する。

こうして米価算定の生・所方式は、その本来の狙いを実現しえなくなったのである。なお45年以前成立の借入地にたいする統制小作料存続の経過措置は55年9月末日で失効するので、同年8月の米価審議会は、生産者米価の答申につけ加えて「統制小作料の廃止に伴い、明年の米価決定時期までに結論を得るよう米価算定方式について必要な検討を進めること」を建議している。だがじつはそれ以前に54年産米の時点で、生・所方式は限界にぶつかっていたのである。

では、生・所方式に代る新しい米価算定方式はどうなるのか。生・所方式の狙いを実現しえなくな

った理由については前述したが、そのうちの特に③の理由を踏まえて考えると、新しい算定方式は、自作地の地代を実勢小作料で評価するとともに、家族労働の評価は農村雇用賃金をもってする方式、すなわち生産費方式へ移行すべきではないか。

### Ⅲ 生産費方式への移行の理論的基礎

以上で私は、生・所方式による米価の算定が今日の段階で限界にぶつかったことを実証し、今後は生産費方式へ移行すべきでないかと示唆した。だが生産費方式といっても、もちろん価格決定年の原生産費は利用できないから、従来の米価算定の場合と同様に直近3カ年の原生産費を素材とし、必要な物価修正等をしたうえでその3カ年分を平均することになる。ただ従来の生・所方式とはっきり違う点は、自作地の地代を統制小作料ではなく、近傍類地の実勢小作料で評価するとともに、家族労働を都市均衡労賃ではなく、農村雇用賃金またはこれに準ずる賃金で評価することである。

だがそのさい説明しておくべきことは、自作地の地代を実勢小作料で評価することになった場合に、なぜ家族労働を都市均衡労賃ではなく、農村雇用賃金またはこれに準ずる賃金で評価しなければならないかである。それには二つの理由がある。

第一の理由は、現在の実勢小作料がいわゆる農場地代ではなく、農家が耕地を1筆か2筆ずつ借り足すときに成立する分割地々代だということである。農家の家族労力に余裕がある場合にこれを消化する途は、補合作目の導入による経営の集約化を別にすれば、新たに耕地を借り足して作付規模の拡大をはかるか、通勤圏内にある他産業の職場への兼業雇用に振り向けるかである。前者の規模拡大の途を選ぶためには、そのことによる粗収益の増加分から物財費の増加分と借り足した耕地にたいする支払小作料とを差引いた残りの手取り所得が、1日当たりにして後者の兼業雇用で得られる標準賃金とすくなくとも見合っておればよい。この事実は、兼業雇用で得られる標準賃金——いちおう農村雇用賃金と呼んでおこう——が、実勢小作料を支払って耕地を借り足す農家にとって家族労働評価の基準となっていることを示すものである。

このことは、現実の農地貸借事例の調査結果によっても実証される。農政調査委員会の倉内宗一氏は、全国にまたがる水田小作料の調査事例のうちで、反収から支払小作料を差引いた残りの借入者手取りが10アール当たり5.5～6俵になる事例が圧倒的に多いことを確認したうえで、こう解説している。このように「借入者手取り5.5～6俵を上回る収量が小作料の相場を形成している」地域では、「水田借入者の労働報酬が、平均的規模農家において、地域の臨時雇賃金を保証したうえで、小作料が形成されていることになる。そうした地域が最も多いということは、臨時雇労賃をベースにして、その残余所得として小作料が形成される傾向が強いといえよう」。(倉内宗一『小作料形成の論理と小作料政策』、農政調査委員会『農地流動化に関する理論と農民の論理』(55.3)63～64ページ。

この解説は、「地域の臨時雇労賃」がはたして家族労働評価の基準としての農村雇用賃金に相当するものかどうかという点ではなお検討の余地を残すが、私の所説の正しさをほぼ裏書きしている。

第2の理由に移るにあたって、次のことを指摘しておきたい。平均的な規模の稲作農家を採用した場合、その稲作粗収益から家族労働費を含む全費用を差引いた残りの純収益は、ほんらい地代に転化すべき性質のものであり、農地の賃貸借市場が自由化されると、必然的に小作料上昇の働きをする。Ⅱで私は、生・所方式の狙いが実現しえなくなった理由のひとつとして、統制小作料がまた物を言った時期には、稲作農家の家族労働報酬を都市均衡労賃以上にさえ高めるのに役立った稲作純収益が、今日の段階では地代の高めるほうへ吸収されていったと述べたが、それは、この稲作純収益がもともと地代に転化すべき性質のものだからである。

このことを米生産費調査結果の加工分析をつうじて実証したのは、全国農地保有合理化協会の中江淳一氏である。同氏は、48年産の米生産費調査の個別結果表を東日本6県と西日本5県について、それぞれ10a当たり収量階層別に組み替え再集計した。ここで表3として掲げたのは、平均的な作付規模——東日本では1～1.5ha、西日本では0.5～1ha——層に属する稲作農家の分だけである。

中江氏は再集計の結果を踏まえてこう述べている。「結論を述べるならば、反収差にたいしてコストはほとんど有意性を持たないということであり、したがって粗収益と純収益との両者はグラフの上で平行線を描き、典型的な差額地代表を形成する。」（全国農地保有合理化協会『水稻作及び酪農における土地純収益』（55.3）4ページ）その意味を本表によって私なりに敷衍すると、収量階層が上がるに伴い10a当たり粗収益が増加しても、支払費用と家族労働費からなる費用計はバラツキこそあれ、増加傾向を示さない。そうだとすればこの粗収益の増加は、資本財や労働の投入集約化によるよりも、土地条件の優越によるものだ判断しないわけにはいかない。したがって粗収益と平行して増加する純収益も、すくなくともその増加分は土地条件の優越にもとづく差額地代としての性質を持っていることになる。そのかぎりでの純収益は、まさに農地——に帰属すべき——純収益であった。

もともと、この農地純収益の現われ方は時期によって違っていた。農地改革の成果を守るために27年に制定された農地法は、自作農主義を堅持しており、残存小作地についてもその自作地化を促進するため、統制小作料の水準を法外に低く抑えた。その結果、稲作純収益のうちで農地純収益とみなされるものも、その大部分は小作料としては現われなくて、耕作者の家族労働報酬を高めるのに役立った。生産者米価の算定にさいして家族労働を都市均衡労賃で評価する生・所方式が、その狙いである都市勤労者並みの労働所得確保を30年代から40年代前半にかけて実現できた根拠は、ここにある。

だが自作農主義が崩れだした45年の農地法改正以後は、この根拠はなくなり始める。小作料統制が廃止され、農地の賃貸借市場の自由化が進むにつれて、いままで耕作者の家族労働報酬を都市均

衡労賃以上にさえ高めるのに役立った農地純収益は、こんどは実勢小作料の上昇に吸収されて、かつての役目をはたさなくなるのである。農水省の米生産費調査の全調査農家について算出すると、10a 当たり稲作純収益にたいする借入地小作料の比率は、35年12.6%、40年22.4%、50年47.3%、53年83.3%と高くなっており、稲作純収益のほとんどが地代の評価を高めるほうに吸収されたことを実証している。なおここでの稲作純収益は、稲作粗収益から家族労働費を含む費用と資本利子(年4%)とを差引いて算出した。

もちろんこの場合でも、自作地々代を実勢小作料で評価しながら、家族労働をやはり都市均衡労賃で評価する米価算定は、いちおう可能である。だがそれは生産者米価をかなり大幅に引上げることであり、とても現在の米過剰下では実現しそうもない。かりに実現したと仮定しても、その結果は、前掲表3で明らかにした稲作の構造を前提にするかぎり、農地純収益の増加をつうじて実勢小作料をさ

表3 平均的稲作規模農家についてみた粗収益と純収益との平行性(10a 当たり)

| 収量階層<br>中央値 | 東日本6県 1～1.5ha 規模階層 (104戸) |         |        |        |        |       | 収量階層<br>中央値 | 西日本5県 0.5～1ha 規模階層 (132戸) |         |        |        |        |      |
|-------------|---------------------------|---------|--------|--------|--------|-------|-------------|---------------------------|---------|--------|--------|--------|------|
|             | 戸数                        | 粗収益     | 支払費用   | 家族労働費  | 純収益    | 作付面積  |             | 戸数                        | 粗収益     | 支払費用   | 家族労働費  | 純収益    | 作付面積 |
| Kg          |                           | 円       | 円      | 円      | 円      | 10a   | Kg          |                           | 円       | 円      | 円      | 円      | 10a  |
| 120         | 8                         | 74,551  | 31,087 | 24,603 | 18,861 | 11.78 | 390         | 4                         | 72,038  | 36,243 | 27,395 | 8,400  | 6.92 |
| 150         | 3                         | 77,787  | 36,091 | 26,233 | 15,463 | 12.13 | 420         | 12                        | 76,007  | 36,762 | 29,147 | 10,097 | 5.78 |
| 180         | 20                        | 83,438  | 33,902 | 21,075 | 28,461 | 12.01 | 450         | 21                        | 81,640  | 34,403 | 27,214 | 20,023 | 7.26 |
| 510         | 17                        | 89,245  | 34,219 | 24,776 | 30,250 | 12.18 | 480         | 27                        | 85,629  | 34,808 | 26,363 | 24,458 | 7.21 |
| 540         | 23                        | 92,513  | 35,117 | 26,294 | 31,207 | 12.42 | 510         | 26                        | 90,515  | 33,180 | 27,476 | 29,859 | 7.57 |
| 570         | 16                        | 99,032  | 35,750 | 22,341 | 40,941 | 11.87 | 540         | 12                        | 96,196  | 34,516 | 25,362 | 36,318 | 7.67 |
| 600         | 4                         | 100,114 | 35,157 | 24,099 | 40,858 | 13.75 | 570         | 11                        | 100,677 | 33,287 | 18,275 | 49,115 | 7.31 |
| 630         | 9                         | 107,234 | 34,995 | 22,303 | 49,936 | 12.57 | 600         | 10                        | 107,316 | 34,132 | 19,222 | 53,961 | 7.29 |
| 660         | 4                         | 113,283 | 36,638 | 22,498 | 54,147 | 11.50 | 630         | 10                        | 110,329 | 39,000 | 20,364 | 50,964 | 7.61 |

資料：全国農地保有合理化協会『水稲作及び酪農における土地純収益』(51.3)6～7頁より引用。

素材は農林省統計情報部の昭和48年米生産費調査の個別結果表を10a 当たり収量階層別に組み替え集計したもの。集計対象の個別結果表は、東日本6県(宮城、秋田、山形、栃木、新潟、富山)および西日本5県(静岡、愛知、岡山、佐賀、熊本)の米生産費調査農家。

注：(1)純収益＝粗収益－(外部)支払費用－家族労働費。(2)家族労働費の基準賃金は原生産費における農業臨時雇賃金。

らに上昇させるに留まり、耕作者の労働所得を都市勤労者並みに高めることにはなりえないのである。いたずらに米価の引上げと小作料上昇との悪循環がくり返されるにすぎない。以上が、今後の米価算定にさいして自作地々代を実勢小作料で評価するとすれば、都市均衡労賃による家族労働の評価は妥当でないとする理由である。

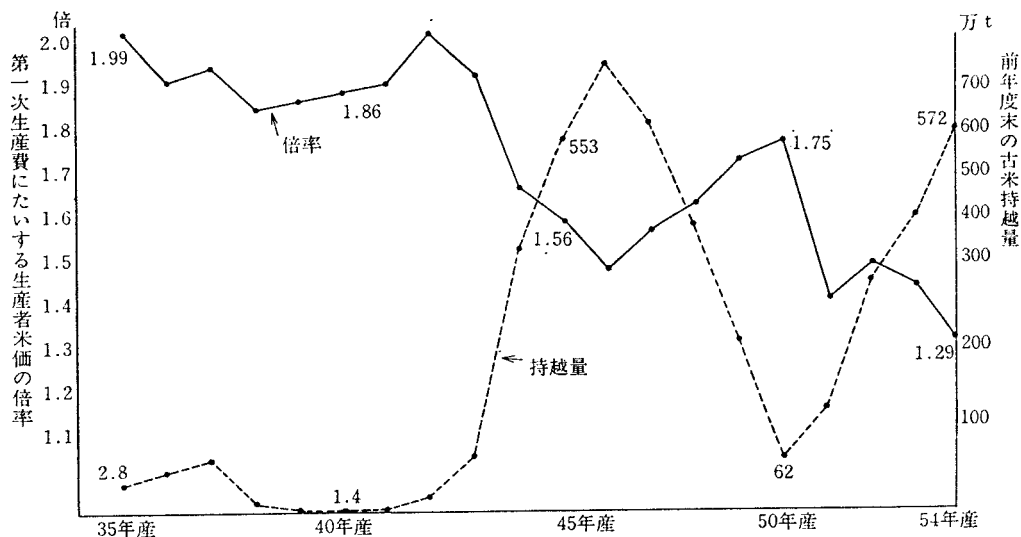
#### IV 需給事情および農家の階層との関連

これで転機にたつ生産者米価の算定方式にかんする私の小論を終ることとする。その骨子をもういちど要約すれば、生・所方式による米価の算定が今日の段階では限界にぶちあたったことを実証し、今後は生産費方式、すなわち自作地々代を近傍類地の実勢小作料で、家族労働を農村雇用賃金またはこれに準ずる賃金で評価する方式に移行すべきではないかと示唆したことである。

だがこの生産費方式への移行は、さしあたりのところ私の個人的な提案にとどまり、現実には56年産米の生産者米価の算定にさいして採択されるとは必ずしも期待できない。従来の経緯にかんがみると、いろいろな算定方式が提案されるだろう。しかしその場合でも、念頭におかねばならない共通の土俵として、まず米の需給事情がある。

図1は、生・所方式が導入された35年産から54年産までについて、第一次生産費にたいする生産者米価の倍率と前年度末の古米持越量との関連を示したものである。第一次生産費は、第二次生産費から資本利子と地代とを除いたもので、副産物差引の費用（労働費プラス物財費）に相当する。もちろん価格決定年の生産費である。その年の需給事情を現わす指標としては、前年度末古米持越量を採った。

この図でみると、35年産から43年産までは前年度末古米持越量がきわめて少ない。この時期には40、41年を中心にしてかなり大量の米が輸入されているから、むしろ供給不足ですらあった。ところで第一生産費にたいする生産者米価の倍率をみると、1.8倍から2.0倍までの間で上下していた。



注 (1)第1次生産費（副産物差引）、生産者米価は、玄米60Kg当たりのもの。  
(2)古米持越量の年度は米穀年度。

図1 第一次生産費にたいする生産者米価の倍率と古米持越量

だが、44年産以降になると、事情は一変する。古米持越量の急増となって供給過剰が顕在化するにつれて、いままで1.8～2.0倍の線に安定していた生産者米価の倍率が急激に低下し、古米繰越量が720万屯とピークに達した56年産では、ついに1.45倍に落ちこんでいる。その後は生産調整と過剰米処理が進んで古米持越量が減少し、50年産では62万屯とほぼ単年度需給の均衡が回復するが、生産者米価の倍率も1.75倍にまで上昇する。だが供給過剰が再燃して古米持越量が増加に転ずると、生産者米価の倍率はまた低下しはじめ、古米持越量が572万屯に達した54年産では、1.29倍とかつてない低さになる。このように生産者米価の倍率は、前年度末の古米持越量とほぼ逆相関の形で上下したのである。

この事実、今後の米価算定にさいしても需給事情を念頭におかざるをえないことを示唆している。古米持越量は54年度末650万屯に増えたが、55年産米の冷害による生産減があり、56年には備蓄米のうち54年産のほぼ全量を放出する。したがって一時的にやや緩和したといえるが、やはり過剰基調が続いている。この条件下では、どのような米価算定方式を採用するにしても、生産者米価の倍率引上げはさほど期待できないのではないか。

つぎに問題にしたいのは、生産者米価のあり方と農家の作付規模階層との関連である。その検討に入る糸口として、前掲図1で指摘したことだが、生産者米価の第一次生産費にたいする倍率が35年産から43年産にかけて1.8～2.0倍に固定していた事実の意味を掘り下げておこう。当時の需給事情は、さきに述べたようにむしろ供給不足であって、国内の全水田を作付けしなければならず、最劣等田でも標準的な技術条件に即応した第一次生産費だけは米価で回収できねばならない。つまり最劣等田でみた生産者米価の倍率は1.0倍である。そうすると全体の水田の豊度分布のなかで平均的な豊度の田では、生産者米価の倍率は1.9倍前後に落ち着く計算になる。しかもこの豊度分布はさほど変わっていないから、生産者米価の倍率も、戦後の低米価供出の一時期を除いて、1.9倍前後に固定する

表4. 作付規模階層別にみた第一次生産費にたいする生産者米価の倍率

| 作付規模<br>年産 | 0.3ha未満 | 0.3～0.5 | 0.5～1.0 | 1.0～1.5 | 1.5～2.0 | 2.0～3.0 | 3.0以上 | 平均    |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|
| 35年産       | 1.94倍   | 1.83倍   | 1.89倍   | 2.02倍   | 2.11倍   | 2.10倍   | 2.22倍 | 1.99倍 |
| 40年        | 1.71    | 1.66    | 1.75    | 1.92    | 2.00    | 2.06    | 1.80  | 1.86  |
| 45年        | 1.25    | 1.31    | 1.44    | 1.59    | 1.76    | 1.84    | 1.79  | 1.56  |
| 50年        | 1.30    | 1.40    | 1.56    | 1.74    | 1.94    | 2.14    | 2.16  | 1.75  |
| 54年        | .95     | 1.01    | 1.16    | 1.34    | 1.49    | 1.62    | 1.73  | 1.29  |

資料：農水省情報部『米生産費調査』の各年産分から算出。全国販売農家。

注：生産者米価も第一次生産費（副産物差引）も玄米60kg当たりのものに換算したうえで倍率を算出した。

ことになった。以上が梶井功氏の所説である。（たとえば梶井功「農産物価格の中における米価の位置づけ」『食料政策研究』1978-Ⅲ 第15号を参照されたい。）

米が過剰になるまでの生産者米価の倍率が1.9倍前後に固定していた理由について、抽象的には梶井氏の所説をいちおう正しいと想定したうえで、さらに、稲作の標準的な技術条件を代表する作付規模がほぼ1haのへんに固定していたことをあげねばならない。表4をみよ。

この表で生産者米価の第一次生産費にたいする倍率を作付規模階層別に比較すると、がいして規模の大きな階層ほど高くなっているが、平均の倍率は、35年産1.99倍、40年産1.86倍であって、いずれも0.5～1.0ha層の倍率よりはやや高く、1.0～1.5ha層の倍率よりはやや低く、ほぼ1haのへんに固定している。しかもこの固定は、米が過剰になった後も変ることがない。平均の倍率は45年産1.56倍、54年産1.29倍と低下しながらも、やはり1haのへんに固定している。農水省統計情報部の米生産費調査農家は、大体において全国稲作農家の規模別構成を反映するように選定されているから、この1haへの固定は、日本の稲作構造が作付規模でみるかぎり固定していたことを示すものである。

だがこの表でもうひとつ注目すべき事実がある。それは、45年産以後になって生産者米価の倍率の階層間格差が大きく開きだしたことである。54年産になると、0.3ha未満層では0.95倍でしかないのに、3ha以上層では1.73倍と引き離している。周知のようにこの時期は、食生活の変化によって米の消費減退が顕在化した半面、稲作の生産力段階が機械化一貫体系で現われる高度なものに飛躍し、その結果、米の構造的な過剰となったのであるが、この過程で進行した稲作生産性の階層間格差の拡大が、この表では生産者米価の倍率の階層間格差の拡大をもたらしたのである。

このように静態と動態とが交錯する姿を米の売渡数量の階層別シェアの側面からみたのが、表5である。売渡数量は政府米と自主流通米等を合計したものだが、このなかで最大のシェアを占めるのは、0.5～1.0ha層と1.0～1.5ha層との、1haを軸とする2階層である。そのシェアは合せて35年産58.9%、その後は漸減しながらも54年産でなお46.3%になっている。作付規模でみた日本の稲作構造の固定性は、米の流通面でも存在する。

だがここでも静態のなかに動態が進行している。売渡数量の作付規模階層別シェアの両極分化がそれである。1haを軸とする中間の2階層のシェアが漸減しながら、一方の極では0.3ないし0.5ha未満の零細規模層と、他方の極では2.0ha以上、とくに3.0ha以上の大規模層との、シェアが漸増している。

ここでは第二種兼業農家とみられる零細規模層のシェア漸増の理由についてはふれないが、1haを軸とする中間層のシェア漸減と大規模層のシェア漸増とは、すでに述べた生産力段階の飛躍に伴って稲作の新しい標準的な技術条件の担い手が、従来の1haを軸とする中間層から大規模層へ上昇したこ

表 5. 米の作付面積階層別にみた売渡数量比率

単位：％

| 年産<br>作付階層 | 35年産  |       | 40年産  |       | 45年産  |       | 50年産  |       | 54年産  |       |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            | 構成比   | 累 積   | 構成比   | 累 積   | 構成比   | 累 積   | 構成比   | 累 積   | 構成比   | 累 積   |
| 計          | 100.0 |       | 100.0 |       | 100.0 |       | 100.0 |       | 100.0 |       |
| 0.3ha 未満   | 1.8   | 100.0 | 1.8   | 100.0 | 2.3   | 100.0 | 2.4   | 100.0 | 3.0   | 100.0 |
| 0.3～0.5 "  | 7.9   | 98.2  | 7.7   | 98.2  | 8.6   | 97.7  | 8.4   | 97.6  | 9.1   | 97.0  |
| 0.5～1.0 "  | 33.5  | 90.3  | 31.8  | 90.5  | 29.4  | 89.1  | 27.0  | 89.2  | 26.7  | 87.9  |
| 1.0～1.5 "  | 25.4  | 56.8  | 24.0  | 58.7  | 21.8  | 59.7  | 20.5  | 62.2  | 19.6  | 61.2  |
| 1.5～2.0 "  | 14.4  | 31.4  | 14.7  | 34.7  | 13.7  | 37.9  | 13.8  | 41.7  | 13.0  | 41.6  |
| 2.0 " 以上   | 17.0  | 17.0  | 20.0  | 20.0  | 24.2  | 24.2  | 27.9  | 27.9  | 28.6  | 28.6  |
| <内訳>       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 2.0～3.0    | —     | —     | 12.6  | 20.0  | 13.4  | 24.2  | 14.6  | 27.9  | 13.9  | 28.6  |
| 3.0～5.0    | —     | —     | 5.7   | 7.4   | 7.6   | 10.8  | 8.6   | 13.3  | 9.2   | 14.7  |
| 5.0～10.0   | —     | —     | 1.3   | 1.7   | 2.9   | 3.2   | 4.1   | 4.7   | 4.9   | 5.5   |
| 10.0 以上    | —     | —     | 0.4   | 0.4   | 0.3   | 0.3   | 0.6   | 0.6   | 0.6   | 0.6   |

資料：食糧庁『米穀生産者の階層別売渡状況調査』の各年産による。

注：(1) 各年産とも事前売渡申込に係る米穀の売渡期限時点までの売渡実績である。(2) 政府及び自主流通米等に売渡した数量である。(3) 売渡数量計の実数を附記すると、35年産 6,061千t、40年産 7,072千t、45年産 8,499千t、50年産 9,429千t、54年産 8,440千tである。

とに起因している。このことによる生産性の階層間格差の拡大が前表でみたように生産者米価の第一次生産費にたいする倍率という形で収益性の階層間格差の拡大をもたらし、その動きがついに米の売渡数量のシェアにまで反映しだしたのである。

この動態がもし順調に進行していたとすれば、稲作の新しい標準的技術条件の担い手になった大規模模層が、米の売渡数量の過半を占めたであろう。だが現実の歩みは遅々としており、54年産でみても2ha以上層は28.6%、3ha以上層をとれば14.7%のシェアにすぎない。全体の半分近くは、生産性や収益性で過去の存在になった中間層のシェアになっている。このことは、稲作生産力の高度化にかかわらず、作付規模からみた構造の変化がまだ遅れていることを現わすものである。

ここでふたたび生産者米価の算定方式に戻ることにする。いま述べた過渡期の様相は、どのような算定方式を採用するかを制約するものである。表6をみよ。

ここでは53年産と54年産を採ったが、過剰対策として必要量生産費方式が導入されており、玄米60Kg当たり生産者米価は53年産17,251円、54年産17,279円と抑えられている。この米価水準のもとでの1日当たり家族労働報酬を作付規模階層別にまず農村雇用賃金と比較すると、両年産とも1ha未満の層ではマイナス、それ以上の層ではプラスになっている。全農家の平均では53年産プラス、54年産マイナスになっているが、その数値はさほど大きくない。したがって、ここでの家族労働報酬の算出にさいして自作地々代が近傍類地の実勢小作料で評価されていることを念頭におくと、

表 6. 農村雇用賃金および都市均衡労賃との比較でみた稲作 1 日当たり家族労働報酬

| 作付規模<br>階層  | 家族労働<br>報酬 | 53 年 産 |                |                | 54 年 産 |                |                |
|-------------|------------|--------|----------------|----------------|--------|----------------|----------------|
|             |            | 家族労働報酬 | 農村雇用賃<br>金との比較 | 都市均衡労<br>賃との比較 | 家族労働報酬 | 農村雇用賃<br>金との比較 | 都市均衡労<br>賃との比較 |
| 平 均         |            | 6,848円 | 1,264円         | △ 1,004円       | 5,742円 | △ 188円         | △ 2,523円       |
| 0.3 ha 未満   |            | 3,505  | △ 2,079        | △ 4,347        | 2,647  | △ 3,283        | △ 5,618        |
| 0.3 ～ 0.5 " |            | 4,215  | △ 1,359        | △ 3,637        | 3,183  | △ 2,747        | △ 5,092        |
| 0.5 ～ 1.0 " |            | 5,572  | △ 12           | △ 2,280        | 4,768  | △ 1,162        | △ 3,497        |
| 1.0 ～ 1.5 " |            | 7,305  | 1,721          | △ 547          | 6,420  | 490            | △ 1,845        |
| 1.5 ～ 2.0 " |            | 8,614  | 3,030          | 762            | 8,154  | 2,284          | △ 111          |
| 2.0 ～ 3.0 " |            | 9,705  | 4,121          | 1,853          | 8,613  | 2,683          | 348            |
| 3.0 以上      |            | 12,096 | 6,512          | 4,244          | 9,438  | 3,508          | 1,173          |

資料：農水省統計情報部『米および麦類の生産費』の 53 年産および 54 年産より算出。全国販売農家。

注：(1) 1 日当たり家族労働報酬 = { 粗収益 - ( 家族労働費を除いた費用 + 資本利子 + 地代 ) } ÷ 家族労働日数 ( 1 日 = 8 時間 )。なお地代は、借入地については支払小作料、自作地については近傍類地の実勢小作料で評価。資本利子は年 4 %。

(2) 農村雇用賃金は、生産費調査における家族労働評価の基準賃金であり、1 日当たり男女込みで 53 年産 5,584 円、54 年産 5,930 円。

(3) 都市均衡労賃は、生・所方式による生産者米価の算定における家族労働評価の賃金であり、1 日あたり男女込みで 53 年産 7,852 円、54 年産 8,265 円。

作付規模 1 ha 前後の全農家平均を米価算定の対象とするかぎり、自作地々代を実勢小作料、家族労働を農村雇用賃金で評価する、いわゆる生産費方式を米価算定方式として採用せざるをえないことになる。米の売渡数量でみても、この平均に見合う階層で全体の半分近いシェアを占めていることを考え合わせると、この方式の採用は当然だと言えよう。

つぎに家族労働報酬を都市均衡労賃と比較すると、全農家平均では両年産ともマイナスになる。だが、生産性ないし収益性の高い 2 ha 以上の層になると、両年産ともプラスになっている。さらに現在の生産力段階での新しい標準的技術条件の担い手になったとみられる 3 ha 以上層までいけば、プラスは大きくなり、おそらく経営者報酬さえ含むものとなる。したがってこのような大規模層が米価算定の対象になりえるとすれば、自作地々代を実勢小作料で評価しながら、家族労働を都市均衡労賃で評価する、新しい次元の生・所方式を現在の需給事情のもとでも米価算定方式として採用することは、充分可能だと思われる。

だがこの新しい次元の生・所方式を副作用を伴わないで採用できる条件としては、つぎの二つが必要であろう。(1) この生産性が高く、したがって第一次生産費 (= 費用) が廉くつく大規模層の売渡数量シェアが、全体の過半を占めるようになること。それは、作付規模からみた稲作の構造変化を前提とする。(2) 農家にとって家族労働評価の現実の基準である農村雇用賃金が、都市均衡労賃にさや寄せ

していくこと。それは、労働市場における賃金の格差構造が解消していくことを前提とする。

後記：本稿は、56年5月21日食品経済学科内部の研究会で報告したものである。報告後、同年8月に56年産米の生産者米価の改訂が従来の統制小作料による自作地々代評価をそのまま暫定的に踏襲する算定方式で行なわれたが、これにたいする批判は他の機会に譲りたい。